

相談事例

《相談の内容》

普段から血圧が高く、**ドラッグストアで薬を購入した70歳代の女性が、店を出たところで見知らぬ女性に「健康に良いものがある。話だけでも」と言われ、近くの喫茶店で薬よりも血圧を下げる効果があるという健康食品を勧められた。**

薬に頼らなくても体調が良くなるならと契約したが、あまり**効果がない**うえに、**次々に別の商品を勧められる**ので解約したい。

ドラッグストアで薬を購入した高齢者を狙った健康食品のキャッチセールス！

《対応の内容》

路上で声をかけて事務所や喫茶店などに誘い、商品の販売やサービスの勧誘をする商法をキャッチセールスと言います。この事例では、薬局でどんな薬を購入するかを見ていて、直後に健康食品の勧誘をしており、きわめて悪質と言えます。

キャッチセールスは、契約後、一定期間なら無条件解約ができるクーリングオフ制度の適用があります。日数が経ってしまっても、勧誘方法が不適切であれば契約を取り消すことも可能です。

また、「血圧が下がる」などと効能、効果をうたって健康食品を販売することは、薬事法により禁止されています。

身守りのポイント

高齢者は健康への不安を感じている方も多く、健康食品を勧められると安易に契約してしまいがちです。街で声をかけられ困っている様子的高齢者に気づいたら、ぜひ声をかけてください。また、突然勧誘してくる見知らぬ人について行くことは大変危険であることを伝えましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111